

保育園における災害時対応についてのお知らせ

保育園では平素から、様々な災害に対応できるように、子どもたちと計画的に毎月1回火災・地震・風水害・不審者対応の避難訓練を実施しています。そこで、保育園では下記の対策をとらせていただきます。

●保育園開園期間中に『避難準備情報』が発表された場合

→保育園から避難準備情報の発表のお知らせをメール配信しますので、お子さんのお迎えをお願いいたします。

●保育園開園前(夜間・早朝)に『避難準備情報』が発表された場合

→みしま中央保育園の安全が確認されない場合は当日休園になります。

(三島支所の広報でも避難準備情報は流れます)

●暴雨対策で、前日から『避難準備情報』が発表されたままの場合

→降雨が収まらず、みしま中央保育園が危険な状態が続いていると判断される場合は、休園。

河川の水位が警戒水位より下がり、降雨も収まり、お子様の安全が確保される場合は、休園しません。

【避難準備情報】とは・・・

避難勧告や避難指示が発令されたとき、すぐに避難できるように、あらかじめ避難準備のために発表されるものです。

◎災害時、保育園から連絡がなくても、保護者様の判断で危険と思われる場合は、自主的にお迎えをお願いいたします。**震度4以上の地震**があった場合、すぐにお迎えをお願いします。

◎緊急時、想定外の場合、ホワイトボードにてお知らせいたします。

◎保育園への電話の問い合わせはご遠慮ください。(子どもの安全確保が第一で、その他にも、官庁など関係各所からの指示連絡ができなく、遅くなってしまうためです。)

◎**震度5以上の地震**の場合、翌日から家庭保育可能な方は、なるべくご協力お願いいたします。

【災害時避難場所】

第一避難場所	みしま中央保育園グラウンド
第二避難場所	三島支所前駐車場

PM2.5(微小粒子状物質)への対応について

PM2.5(微小粒子状物質)による大気汚染が懸念されておりますが、その対応については、国が示した暫定的な指針に基づき、県が「注意喚起」を行うことになりました。

ついては、注意喚起が行われた場合には、職員が速やかに周知するとともに、園児の安全確保について適切な対応を行います。

PM2.5に関する注意喚起が行われた場合の対応について

1 注意喚起情報の発表及び伝達について

県内で早朝の平均値が85μg/m³を超えた場合に県が注意喚起を行います。

新潟県では、県内の各地測定局において、PM2.5の濃度が、午前5時、6時、7時の3時間平均で、1局でも85μg/m³を超えた場合に、その日の1日平均値が、注意喚起を行う70μg/m³を超えると判断し、午前8時に全県に注意喚起情報を発表することとしています。

2 注意喚起情報が発表された場合に実施する事項

(1) 情報の伝達及び情報確認

・職員が速やかに周知し、下記(2)の注意喚起を行います。

(2) 注意喚起の実施

注意喚起情報が発表された場合、園児の健康管理の観点から適切な対応を行います。

○屋外での長時間の激しい運動(マラソン大会のように呼吸器系への過度の負担が長時間続くような運動)や外出をできるだけ減らします。
○屋内においても窓の開閉、換気は必要最小限にします。
○特に呼吸器系や循環器系の疾患を有する園児に対しては、体調の変化に十分注意して対応していきます。

(3) 健康被害の報告

園児にPM2.5に起因する健康被害が発生した場合は、被害報告を保育課へ連絡します。

3 その他留意事項

(1) 県が行う注意喚起は、早朝の測定結果により1日を単位として行われます。

なお、PM2.5の濃度が低下しても解除の発表はありません。(1日の終了をもって自動的に注意喚起が解除されます。)

(2) 帰宅後も不要不急の外出をなるべく控えるよう保護者様にお伝えします。

(3) マスクの着用は一定の効果が期待できますが、PM2.5は花粉よりも微粒子ですので、素材や着用方法により完全に防げないこともあります。微粒子の捕集効率の高いフィルターを使用しているマスクがより効果的です。

4 参考(PM2.5に関すること)

(1) PM2.5(微小粒子状物質)とは

大気中に浮遊している直径2.5μm以下の小さな粒子で、発生源は主に焼却炉のばい煙や自動車の排気ガス等です。

(2) 健康被害について

PM2.5は粒子が非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、ぜんそくや気管支炎など呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響も懸念されています。

(3) 環境基準と暫定指針について

「環境基準」とは、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準であり、PM2.5については、1日の平均値が35μg/m³以下であり、かつ、1年平均が15μg/m³以下とされています。

「暫定基準」とは、人の健康に影響を与える可能性が高くなると予測される濃度水準で、注意喚起を行う目安として国が暫定的に定めた数値で、環境基準の倍の1日平均70μg/m³を超えると予測される場合(午前5時、6時、7時の3時間平均値が85μg/m³を超えた場合)としています。

なお、最新のPM2.5の情報(1時間ごとに更新)は県のホームページ「新潟県の現在の大気環境(速報)」で確認できますので活用して下さい。

<http://www.niigata-taiki.com/> (PC)

<http://www.niigata-taiki.com/m/> (携帯)